

## 『大江千里集』の序文から見た「内」と「外」

陳 斐 寧

宇多朝の寛平九年（八九七）に宇多天皇の勅命を受けて、献上されました『大江千里集』は、幾多の和歌集の中でも、異例の存在だと言えます。最大の焦点として、取り上げたいのが、序文であります。<sup>①</sup>

臣千里謹言去二月十日参議朝臣伝勅曰古今和歌多少献上臣奉命以後魂神不安遂臥筵以至今臣儒門余孽側聽言詩未習艶詞不知所為今臣僅枝古句構成新歌別今加自詠古今物百二十首悚恐震懾謹以拳進豈求駭目欲解顎千里誠恐懼誠謹言

寛平九年四月二十五日

散位従六位上大江朝臣千里

とあり、上に見られるように『大江千里集』の序文は、「臣千里謹言」で始まり、結句は「誠恐懼誠謹言」となっています。そして、本文の末尾に年月日の日付、日付の下に位階と姓名の署名が書かれているのがわかります。つまり、和歌集であるものの、その時代の規範として継承されてきた序文様式とは、まったく違う書式の序文がついています。ここで、その時代に書かれました「和歌序」という書式について考えてみましょう。たとえば、『本朝文粹』には、合わせて十一例の和歌序が見られます。その成立年代は醍醐朝以後のものに限られます。その様式を見れば、決まった様式を採用している傾向がみられます。たとえば、延喜五年に成立した『古今和歌集』の真名序は、「夫和歌者」に始まって、「臣貫之等謹序」で結ばれています。また、私撰集で承平五・六年頃の成立とされる貫之撰の『新撰和歌集』の序文はどうなっているのでしょうか。

それは「抑夫上代之篇」「以伝来代云爾」という措辞があります。そのほかに「村上天皇四十御算和歌序」「一条院御時中宮御産百日和歌序」には、冒頭部に「夫（それ）」が用いられ、最後に「云爾」という措辞を持っていることがわかります。ここから当時、「和歌序」には決まった様式があることが窺えます。しかしながら、『大江千里集』の序文様式には、冒頭に「夫」、そして結尾に「云爾」「…而已」といった措辞が見当たりません。『大江千里集』の序文は、当時の和歌序とは別の様式であることがわかります。

新日本古典大系『本朝文粹』<sup>②</sup>に付けられております後藤昭雄先生の解説によれば、「奏状」の項目について、以下のように説明がなされています。「臣下が事柄を申し、また請願する文章。「申文」とも呼ばれ、広く使われる文章様式となった。官位の叙任昇進を申請する場合に最もよく用いられ、『枕草子』「ふみは」の段にも「願文、表、博士の申文」とある」。そして、奏状はごらんの通り、決まった書式で書かれています。ところで、『本朝文粹』に収録されている「奏状」の項目をみれば、「臣某謹言、云々、臣某誠惶誠恐謹言」そして、本文の末尾に年月日の日付、日付の下に位階と姓名の署名をそえた書式を持っている文章内容は、官位の叙任の申請が圧倒的に多いです。ここで注意すべきなのは、『本朝文粹』に収録されている奏状については、その成立年代が殆ど醍醐朝以降に書かれたものであることです。

さて、ここで『本朝文粹』以外の資料を見てみましょう。注目したいのが、『菅家文草』<sup>③</sup>であります。『菅家文草』巻九「奏状」・巻十「表状」という項目がありまして、それによれば、醍醐朝より以前に成立した奏状が存在します。『菅家文草』における「醍醐朝以前」の奏状は「臣某謹言、云々、臣某誠惶誠恐謹言」というような措辞を持っているものです。そして、奏状内容についていえば、「致仕」・「請罷」・「賀瑞」という場合に限る傾向が見られます。『本朝文粹』と『菅家文草』をみれば、醍醐朝以前と醍醐朝以後とは、奏状そのものの性格が変わったように思われるのです。たとえば、『令義解』「選叙令官人致仕条」<sup>④</sup>には、以下のような叙述が見られます。「大よそ、官人（官人）

年七十以上にして致仕することを聞す。五位以上は上表す。六位以下は牒を申して、官に奏聞す」。さらに同じく『令義解』の「儀制令祥瑞条」に祥瑞が現れたときに「表を奏上する」とあります。律令によれば、五位以上の官人が致仕するとき、または祥瑞のときに、表などを奏上する際の規定が見られます。『菅家文草』巻九・巻十に載っている醍醐朝以前に提出された奏状のほうで、本来の律令の規定を踏まえていることが窺われます。一方、『本朝文粹』に載せた醍醐朝以後に提出される奏状の性格は、律令規範にのっとっておらず、官位の叙任を申請する形に変わったようにみえます。ということは、醍醐朝を境にして奏状の性格が主に官位の「申し文」に変わったと言えるでしょう。

以上見てきましたように、宇多朝に成立した『大江千里集』の序文は、その時代の「和歌序」にも属していない上に、いわゆる醍醐朝以前の律令規範にのっとった「奏状」の性格をも踏まえていないことが明らかになりました。それでは、大江千里が家集を献上するときに、なぜ普通の「和歌序」ではなく、いわゆる「奏状」様式の序文を付けたのでしょうか。そして、「奏状」と言っても、『大江千里集』の奏状は、醍醐朝以前の奏状の性格、つまり「致仕」「祥瑞」とは、まったく何の繋がりも見つからないものであります。大江千里は、宇多天皇に対して、いかなる思いがあったのでしょうか。この問題を検討するまえに、まず、宇多天皇の中国に対する関心の深さから考えてまいりたいと思います。

これまで、宇多天皇の御世の親政の意図について、さまざまに論じられてきましたが、たとえば、即位当初から親政の意図が現れ、早くから文人を側近として重用しています<sup>⑤</sup>。それが藤原基経に危惧の念を抱いた原因であると指摘されています<sup>⑥</sup>。たとえば、『宇多天皇御記』<sup>⑦</sup>のなかで橘広相に「朕の博士、是れ鴻儒なり」と書いていますように、儒門出身の文人に厚い信頼を寄せていました。また、文章博士の菅原道真是文章博士の唐名に「翰林学士」という呼称を用いています<sup>⑧</sup>。それは、唐の玄宗皇帝が即位したのち、翰林院に所属する文章に優れた文人を集めて側近にしたのと同様に、宇多天皇の親政の意図は、唐の

玄宗皇帝を手本として、文章が優れた儒門出身の者を優遇し、政治的に関与させる方針を取っていると考えられてきました。こうして、儒門出身の文人を重用する顕著な例が、寛平三年、文章博士である菅原道真を天皇の側近である蔵人頭に任じたことです。寛平三年、道真が提出した辞表をみれば<sup>⑨</sup>、儒門出身の文人が蔵人頭に任じられることについては、先例のないことがわかります。宇多天皇は儒門出身の道真を蔵人頭に抜擢して、政治的関与の少ない文人たちを、詩作作文以外に、政治にも関与させようとしている姿勢が窺われます。こうして、儒門出身の文人は、前代の律令制における昇進コース、つまり、太政官の参議として政治に関与せられたのではなく、天皇と私的関係を築いた蔵人所のほうに取り入れられたのです。それは、宇多天皇が唐の皇帝の人材登用法を模倣したこと由来していると思われます。たとえば、寛平八年二月二十三日の「日本紀略」によれば<sup>⑩</sup>、宇多天皇が退位する前、神泉院に行幸して、そこで文人たちに詩を作らせ、その場で優れた文章の者を三人「及第」させました。「及第」は、明らかに唐の時代、科挙試験に合格するときに、「及第」と称するように、及第者に官位昇進させる方針があったことが窺われます。こうして、宇多天皇は唐の皇帝が文章により、人材を抜擢したことに習い、天皇自ら、詩作の場に臨み、優秀な文人を抜擢する意図をもって浮かび上がってきます。

ここで、いわゆる儒門について注目してみましょう。大江匡衡が長徳三年八月二十九日に提出した省試に関する「申し文」があります。そこに「即ち、大江家の先祖、音人卿、預かりの文章博士、菅原是善卿、皆、東西の曹司の祖宗なり」と記されているように<sup>⑪</sup>、平安前期に大江音人、菅原是善が奏請して大学寮文章院の東曹と西曹を創立し、ともに学問の家として重んじられました。また、「二中歴」によれば<sup>⑫</sup>、文章院の東西二曹について、それぞれ菅原家を西曹の筆頭、大江家を東曹の筆頭にあげています。学問の家として併称される菅原家と大江家は平安初期以来、それぞれ儒門の重鎮として知られています。周知のように、道真の父、是善が貞観十四年、文章博士として参議に叙せられ、菅

原家を学問の家として確立させたのですが、彼の子、道真も元慶元年に文章博士に、仁和二年に讃岐の守に任ぜられ、讃岐の守の任が終わって帰京したのち、寛平三年に即位したばかりの宇多天皇に儒門出身の文人として蔵人頭に抜擢された経歴があります。しかし、大江家のほうは違う道を歩みました。大江音人については、いわゆる「承和の変」に連座して尾張に左遷されたのですが、この配流のために、文章博士は承和以後、大江家からは一人も任ぜられませんでした。たとえば、所功氏が「道真のころまで菅原家が極めて優勢で、大江家は微々たる存在にすぎなかったことになろう」<sup>13</sup>と指摘しているように、宇多朝において儒門として菅原家が優位に立ち、一方、大江家は前代の不名誉な配流で、まさに「不遇」の時代だったと言えます。たとえば、すでに蔵人頭として朝廷で活躍している菅原家出身の道真と違って、千里は家集献上するときは散位従六位の卑官でした。宇多朝では、親政を行う天皇が臣下に詩を作らせて、優れた儒門出身の文人を抜擢していましたが、この潮流のなかで、千里が家集献上を求められたときに、家集の『大江千里集』において、天皇からの抜擢を望み、そして儒門大江家の存在をアピールする可能性はなかったのでしょうか。もし、あるとしたら、唐の皇帝を模倣する宇多天皇にアピールするには、「唐の例」を参照するのが最も効果的だったと考えられます。

それでは、序文として、いわゆる奏状の様式を持っている文章が、中国に存在するか否かについて検討してみましょう。管見によれば、「臣某謹言、云々、臣某誠惶誠恐謹言」のような措辞を持っている書式は、中国の史書における「進書表」、つまり、史書をたてまつる表に見ることができます。たとえば、三国志「蜀書」の「進書表」には、「臣寿誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪」というような書式で書かれています<sup>14</sup>。そして、本文の末尾に年月日の日付、日付の下に官職と署名をそえているのがわかります。さらに、「新唐書」の書式によれば、①書き出しは、「臣—謹言」、②書き止めは、決まり文句である「誠惶誠恐謹言」、③結句の次は年月日、④最後に官職を記す。というような書き方が共通しております。中国の史書において、そのほかに進宋史表、進金史表、進

遼史表、進元史表などはこのような共通の書式を持っていることが明らかであります。中国において、二十四史の中で、「臣某謹言、云々、臣某誠惶誠恐謹言」という書式を持った、いわゆる「進書表」というものは、どれも当代において皇帝の權威を顕示する公式文章であります。それは臣下から書物が献上されることにより、集権制の皇帝の信憑性を高めるために、作られてきたしきたりであると言えます。

こうして、大江千里は家集を献上するとき、その家集の冒頭部に従来の和歌序の様式ではなく、おそらく意識的に「進書表」の様式を取り入れたようにみえます。それは、宇多天皇の中国の故事にならう意識の高さ、および親政の意図の潮流のなかで、儒門大江家出身の千里が持つ、集権制の天子を支える、一人の「儒門出身の文人」としての意識が色濃く現れていると思われます。「進書表」の書式を取り入れることで、宇多天皇に対し、儒門である大江家の存在をアピールしているように思われるのです。それは、律令制による官吏任用とは別に、儒門出身の優秀な文人を抜擢する当時の背景があるからこそ成り立ち得るのでありましょう。『大江千里集』の序文にある「臣儒門余孽」という一句に隠されている意味は大きいものです。家集献上を政治的に菅原家の後塵を拝することを余儀なくされた大江家の存在をアピールする機会と捉えて、千里自身の叙位にせよ、儒門大江家の復興にせよ、この序文に託さなければなりません。以上の検討から、宇多天皇からの抜擢を望む千里が、「進書表」様式を踏襲したことが浮かび上がってきたと言えます。

このように、律令の規定は、「致仕」・「請罷」・「賀瑞」という場合に限り、奏状を提出する性質のものでしたが、千里が、前例のない、初例として「官位を申す」という性質のものとして書き換えたのでしょうか。こうして、醍醐朝を境として、「臣某謹言、云々、臣某誠惶誠恐謹言」という様式を持つ、いわゆる「奏状」というものが、それ以降、官位を申請する形式となるのです。昌泰三年（九〇〇）に、菅原道真が醍醐天皇に家集献上を求められたときに、「家集を献ずる状」には、一段と「進書表」の形が整えられたようにみえます<sup>15</sup>。

寛平九年（八九七）宇多天皇が醍醐天皇に譲位した後、藤原時平と道真がともに幼帝の醍醐帝を補佐する内覧に任じられましたが、所功氏が指摘されましたように、この時が道真にとっては、「孤立の開始」でした<sup>①</sup>。「献家集状」を呈上する昌泰三年、翌年、大宰府に左遷される前で孤立しつつある道真にとっては、まさに千里のように、「不遇」意識が生じる時期であったと考えられます。これらの「序文様式」は学問の家として的大江家と菅原家が、家に対する危機意識から、家集献上を求められたときに、同じく中国の史書における「進書表」に含まれる王権を顕示する象徴性を取り入れることで、家集献上を私的な事業で処理せずに、公的に意味を持たせた新たな試みを志すものとして作成されたと言えるでしょう。おそらく、天皇からの抜擢を望む千里が家集の序文において、「進書表」の象徴性と奏状の様式を取り入れたことを、先例として、道真も家集の序において、これを献ずる状に生かしました。そのため、『大江千里集』を献上するときに、儒門出身の文人、千里が宇多天皇に大江家の存在を訴えるために、書かれた序文様式、「臣某謹言、云々、臣某誠惶誠恐謹言」という措辞を持っている文章は、のちの醍醐朝から「奏状」、つまり官位を申し込む先例となっていたと考えられるのではないのでしょうか。

【註】

- ①『大江千里集』の引用は『新編国歌大観』による。なお、千里集は別名「句題和歌」という。現存の諸本は大別して、流布本系統と異本系統がある。二系統の大きな違いは、流布本系統には、句題のない和歌が十一首あり、また欠字等もあるが、異本系統に句題がすべてあり、欠字もないことである。引用する『新編国歌大観』の本文は異本系統に属する。流布本系統に属する群書類従本『句題和歌』と比較すれば、序文のところに若干違う箇所が見られる。以下は群書類従本の序文を挙げ、網掛けのところは、新編国歌大観本と違う箇所である。

臣千里謹言。去二月十日参議朝臣伝勅曰。古今和歌多少献上。奉命以後。魂神不安臥。重病延以至今。臣儒門余孽。側聽言詩。未習艶詞。不知所為。今臣纔搜古句構成新歌。別亦加自詠十首。總百二十首。悚恐震懾。謹以奉進。豈求駭目。只欲解頤。千里誠恐懼誠謹言

寛平六年四月二十五日

散位従五位上大江朝臣千里

とくに、献上した年は、新編国歌大観本は「寛平九年」に対して、群書類従本は「寛平六年」となっている。そして、千里の官位は、新編国歌大観本は「従六位上」に対して、群書類従本は、「従

五位上」となっている。本稿は原文の引用は、異本系統に属する新編国歌大観本に従いながら、主な問題点を「序文様式」に置くので、こうした校異の考察については、省略させていただく。

- ②『本朝文粹』の引用は『本朝文粹』（新日本古典文学大系）による。以下同じ。
- ③『菅家文草』の引用は『菅家文草・菅家後集』（日本古典文学大系）による。以下同じ。
- ④『令義解』（新訂増補国史大系）による。
- ⑤藤原克己氏『菅原道真と平安朝漢文学』（東京大学出版会、二〇〇一年五月）。
- ⑥藤原克己『菅原道真』（ウェッジ選書、二〇〇二年九月）、所功氏「『寛平の治』の再検討」（『皇學館大學紀要』第五輯、昭和四二年一月）。のちに「菅原道真の実像」（臨川書店、平成十四年三月）に再収録。
- ⑦『宇多天皇御記』の引用は、『歴代宸記』（増補史料大成本）による。
- ⑧同前掲注5。
- ⑨『本朝文粹』（新日本古典文学大系）巻第五、道真寛平三年「請罷藏人頭状」に  
右、臣某伏奉昨日任藏人頭之勅旨、夢中之想、経曉猶迷。（中略）未有凡夫儒士之能当此任以  
遣其名者矣（中略）唯此非擲之職、臣之不知也。臣某誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪。謹言。  
寛平三年二月三十日 散位正五位下菅原朝臣状
- ⑩『日本紀略』（新訂増補国史大系）寛平八年（八九六）二月二十三日条に「天皇幸神泉院召文人賦  
詩其題花間理管弦、又召学生奉試賦同題及第者三人也」とある。
- ⑪『本朝文粹』（新日本古典文学大系）巻第七、長徳三年（九九七）八月二十九日、大江匡衡が省試  
中文に「（前略）則江家先祖吾人脚、預判文章博士菅原是善脚。皆是東西曹司之祖宗、試場評定之  
龜鏡也（後略）」とある。
- ⑫『二中歴』（新訂増補故実叢書）  
西曹 菅家・藤家・橘家  
東曹 江家・高家・藤家・紀家・善家
- ⑬所功氏「平安時代の菅家と江家」（『皇學館大學紀要』昭和五十年一月）。
- ⑭ ○『三国志』（中華書局刊本二十四史による）「蜀書」諸葛亮  
伏惟陛下邁蹤古聖蕩然無忌（中略）臣壽誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪  
秦始十年二月一日癸巳 平陽侯相臣陳壽上
- 『新唐書』（中華書局刊本二十四史による）進書表  
臣公亮誠惶誠恐、頓首頓首伏惟體天法道欽文聰武聖神孝德皇帝陛下（中略）臣公亮誠惶誠懼、  
頓首頓首謹言  
嘉祐五年六月□日 曾公亮
- ⑮ ○『菅家文草』（日本古典文学大系）「獻家集状」  
右臣某伏惟陛下始御東宮、有令求臣讀州客中之詩。臣写取兩軸、啓進既訖。（中略）伏願陛下  
曲垂照覽。臣某不勝感嘆之至。誠惶誠恐、頓首々々、死罪々々、謹言  
昌泰三年八月十六日 正三位守右大臣兼行右近衛大将菅原朝臣某上
- ⑯同前掲注6。

#### \* 討議要旨

山本登朗氏は、これより以前の『凌雲集』などの勅撰三漢詩集には、その最初にやはり序文のよう



なものがあり、やはり一種の「進書表」のようなものではないかと思うが、そういうものとの関連で『大江千里集』の序文を見ていくとどうか、と尋ね、発表者は、今後の課題としたい、と答えた。

松村雄二氏は、発表の趣旨に基づいて『大江千里集』編纂を考える場合、内容（和歌）にも公的な意味が込められたと考えなければ序文との一貫性が出てこないと思うがどうか、と尋ね、発表者は、内容から見て大江千里は、菅原家の訓読法とは異なる『白氏文集』に関する大江家の訓読法を披露する機会と捉えていたのではないかと答えた。